

お 知 ら せ

2011年10月21日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一

今般、当社では「2011年度備蓄食糧等購入」の発注を予定しており、この調達を履行していただく方を一般競争方式（電子入札）により決定することといたします。

この競争見積に参加していただく方（競争参加招請者）を、応募者の中から選定いたします。つきましては、下記要領により競争参加希望者の募集を行いますのでお知らせいたします。

なお、既に取引希望の申し出を提出された方であっても、今回の競争に参加希望される方は本要領により応募していただく必要があります。

記

1. 発注案件の概要

- | | | |
|----------|--|---------|
| (1) 件 名 | 2011年度備蓄食糧等購入 | |
| (2) 納入場所 | 関西国際空港内 | |
| (3) 調達概要 | 本調達は、関西国際空港グループ会社の備蓄食糧等を調達するものである。 | |
| (4) 納 期 | 契約締結日より2012年2月29日まで | |
| (5) 調達数量 | ①アルファー化米（1食用） | 2,157 食 |
| | ②アルファー化米（50食用） | 63 箱 |
| | ③缶詰パン | 1,575 缶 |
| | ④ビスケット | 10 缶 |
| | ⑤保存水（20用） | 2,877 本 |
| | ⑥簡易トイレ | 83 式 |
| (6) その他 | 本件はインターネット上のオークションサイトを利用して入札（リバースオークション）を行い、最低の価格で競り落とした者と契約を行うものです。リバースオークションに参加するためには、事前にオークション運営サイトであるジャパンイーマーケットへの会員登録が必要となります。詳細については、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております「リバースオークション参加にあたっての留意事項」をご覧ください。 | |

2. 採用する発注手続きの名称

一般競争方式（電子入札）

3. 応募の資格

競争に参加するためには、単体企業として次の全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 当社に取引希望を出してない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に当社に問い合わせをし、応募の可否を確認すること。
- (4) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。
 - ①資本関係
 - ・親会社と子会社の関係にある場合
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
 - ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ③その他入札の適正が阻害されると認められる場合
 - ・①又は②と同視しうる関係が認められる場合
- (5) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。
 - ①個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - ④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - ⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、

第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

- (6) 2011年11月4日(金)までに株式会社ジャパンイーマーケットのサプライヤー会員に登録されていること。
- (7) 本物品の点検、修理、処分、部品供給及び改良等を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

4. 応募書類の提出期限

2011年11月9日(水) 16時まで(郵送必着)

5. 応募方法

(1) 応募書類の提出ならびに本件発注に関する窓口

【当社取引希望「物品販売その他部門」に登録がなされている方】

応募書類を提出して頂く必要はございません。

ジャパンイーマーケットのサプライヤー会員に登録後、そのシステムを通じて参加申請を行ってください。

【当社取引希望「物品販売その他部門」に登録がなされていない方】

5. (5)に記載の①～③の応募書類をご提出願います。

応募書類をご提出の上、ジャパンイーマーケットのサプライヤー会員に登録を済ませ、そのシステムを通じて参加申請を行って下さい。

応募用紙は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そこからダウンロードして下さい。

応募書類は、以下コンタクトポイントまで郵送もしくは持参にてご提出願います。(郵送される場合は、必ず事前にその旨ご連絡下さい。)

※応募書類を郵送でご提出される場合は、担当者のお名刺を2枚同封願います。

この「お知らせ」に関する問い合わせについては、以下コンタクトポイントまでお問い合わせ下さい。

(コンタクトポイント)

関西国際空港株式会社 調達部調達グループ

TEL 072-455-2127 FAX 072-455-2044

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル

(2) 受付時間

2011年10月21日(金)から上記4. に示す日迄の、平日10時～12時及び13時～16時まで行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日はお取り扱いしておりません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時、計量法（平成4年 法律第51号）とする。

(4) 関係法規

日本国内の関係法規・条例

(5) 応募手続きに必要な書類（①、②は所定の応募書類）

下記①～③の応募書類は「当社取引希望物品販売その他部門」に登録がなされていない方のみ提出して頂く必要があります。

①応募者調査表（様式 3-1～3-3）

②経営規模等総括表（様式 4）

③最新2期分の決算報告書

当社は、提出された応募書類を本件調達に係る応募者の資格確認の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること

7. 契約約款および仕様書の閲覧・入手方法

本調達に係る契約約款及び仕様書は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そちらからダウンロードして下さい。

8. リバースオークション参加者の決定方法等

(1) リバースオークション参加者の決定方法

3. 応募の資格に記載された条件を全て満たした方をリバースオークション参加者とします。

(2) 通知の時期及び方法

リバースオークション参加者と認められた方については、2011年11月中旬頃にメールにより通知します。なお、認められなかった方にもメールにて通知します。

9. リバースオークションの実施

リバースオークション参加者と認められた方は、(株) ジャパンイーマーケットのホームページ上 (<http://www.j-emarket.com>) でリバースオークションにご参加頂けます。詳細については、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております「リバースオークション参加にあたっての留意事項」をご覧ください。開催は、2011年11月下旬を予定（当社の都合により変更する場合があります。）

10. 契約相手方の決定方法等

リバースオークション開催期間終了時点で、最安値で入札した者を落札者（契約予定者）とします。また、落札者には、最終入札額の見積書及び内訳書を提出して頂きます。

11. その他

当社では、契約金額が300万円以上の工事、調査、物品調達等において、契約の相手方から同意を得られた場合に、電子契約を利用します。利用する電子契約サービスは、(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」です。サービスの詳細は(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム社のホームページ <http://www.construction-ec.com> をご覧ください。

以上

リバースオークション参加にあたっての留意事項

1. リバースオークションの参加資格

- 弊社の入札（リバースオークション）に参加するにあたっては、株式会社ジャパン・イーマーケットのサプライヤー会員に登録されていることが条件となります。条件を満たさない場合は、参加をお断りすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- サプライヤー会員に関するお問合せは下記の連絡先へお問合せください。
《サプライヤー会員登録について》
株式会社ジャパン・イーマーケット お客様センター 電話番号：03-5765-2375

2. 入札金額の入力

- 入札金額は、下記に基づいて入札してください。
 - a. 仕様書など入札案内時に添付した当該書類
 - b. 仕様書、当社契約条件で指定した遵守事項
- 消費税法の定めにより、消費税を納める義務を課せられている事業者、または消費税を納める義務が免除されている事業者にかかわらず、入札金額は取引希望価格から消費税相当額を差し引いた金額にて入札して下さい。
- 落札者には、落札金額に対する取引手数料が課せられますので、ご注意ください。
なお、手数料についてご不明な点がございましたら(株)ジャパンイーマーケットへお問合せください。

3. 入札の実施

- 参加者は1回以上の入札をお願いします。リバースオークション開催期間中に入札を行わなかった場合は、後日その理由を確認させて頂く場合があります。
- 入札は、品目数・数量等にかかわらず「総額（一式）」で入札してください。
- 入札は、リバースオークション開催期間中であれば、何度でも行うことができます。
なお、入札についての意点については、(株)ジャパンイーマーケット：会員メニュー：ダウンロード：見積・リバースオークションサービス注意事項を御確認ください。
- 一旦入札した金額は、いかなる理由でも取消すことはできません。

4. 落札者（契約予定者）の決定

- リバースオークション開催期間終了時点で、最安値を入札した入札者を落札者（契約予定者）とします。

- 複数品目の入札であった場合、落札者（契約予定者）は、リバースオークション終了後内訳書の提出をお願いいたします。内訳書作成は、落札金額内、かつ内訳書記載の品目単位の上限価格を上回らないようお願いいたします。
- 契約の締結は、落札者（契約予定者）に対し、落札額または契約予定額の受注の意思確認をもって締結するものとします。

5. リバースオークションの不成立

- リバースオークション開催の有無にかかわらず、辞退する会社が多い場合、または(株)ジャパンイマケット側のシステム障害等の場合、当社の判断により本案件を不成立とすることがあります。この場合、当社からその旨連絡させていただきます。

6. その他

- 仕様書に関して不明な点が生じた場合は、当グループに照会してください。
- 「秘密の保持」(営業秘密、個人情報)については、契約成立の前後を問わず、当社貴社双方の遵守事項といたします。仕様書など入札案内時に添付した当該書類および当社貴社間で行われた情報提供による秘密情報についても同様となりますので、御留意ください。
- リバースオークション開催前に当社が渡した一切の書類をリバースオークション開催後に返還していただく場合がございます。
- 契約締結までに、当社発注の取引において、貴社の責により人身事故など重大と思われる事故を生じさせた場合、また契約先としてふさわしくないと判断させていただき事情があった場合は、入札参加資格の取消またはリバースオークション開催後、落札者(契約予定者)であれば無効とさせていただくことがあります。
- 貴社システム障害など、貴社側事情による異議申立は、リバースオークションの開催中開催後を問わず、一切受け付けません。

以 上

交付書類一覧

- ・ 応募の手引き

- ・ 「お知らせ」(10月21日付広告)

- ・ 応募書類一式
 - ①競争参加応募書 (様式1)
 - ②応募者調査票 (様式3-1～3-3)
 - ③経営規模等総括表 (様式4)
 - ④最新2期分の決算報告書

(注) 交付資料がそろっていることを確認して下さい。

(2011年度備蓄食糧等購入)

応募の手引き

関西国際空港株式会社

件名 2011年度備蓄食糧等購入

1. 応募資格等

応募資格及びその他の条件については、「入札広告」（10月21日付広告）のとおりです。

2. 応募書類の提出期限

2011年（平成23年）11月9日（木）午後4時まで

3. 応募の方法

交付した応募書類を作成のうえ、必要書類を添えて下記窓口に提出することにより応募して下さい。なお、応募書類を郵送される場合は、下記窓口宛に送付して下さい。

（受付窓口） 関西国際空港株式会社 調達部調達グループ
〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
（TEL：072-455-2127）

4. 応募書類の記載要領等

- (1) 応募手続に用いる言語は**日本語**、通貨は**日本国通貨**です。なお、金額を表示する箇所について、当該金額が外国通貨建の場合は、日本国通貨への換算の要否について、上記窓口に御相談下さい。
- (2) 応募書類の作成に当たっては、記載例を参考に、誤りのないよう記入して下さい。
- (3) 応募書類は、背表紙に応募者の名称を明記した **A4のファイル（市販・黄色）**に綴じ込み、**正副各1部**提出して下さい。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

（応募書類）

- ①競争参加応募書（様式1）
- ②応募者調査票（様式3-1～3-3）
- ③経営規模等総括表（様式4）
- ④最新2期分の決算報告書

5. 応募書類の取扱い

提出されました応募書類（添付書類を含む）は、返却しませんので、ご承知おき願います。

2011 年度備蓄食糧等購入

に係る競争参加応募用紙

関西国際空港株式会社

様式1

受付番号	
------	--

競争参加応募書

貴社で行われる「2011年度備蓄食糧等購入」に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島伸一殿

住 所 :

名 称 :

代 表 者 :

印

様式1(記載例)

受付番号	
------	--

競争参加応募書

貴社で行われる ***** (*案件名を記入する)に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成**年**月**日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島伸一殿

住 所 : *応募者の所在地を記入する

名 称 : *応募者の名称を記入する

代 表 者 : *代表者の所在地を記入する 印

(注) 必ず本社名で応募願います。
支社へ委任した形式での応募は一切認めておりません。

様式 3-2 応募者調査表(2)

株 式 の 状 況

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

順位	主要株主名	株主国籍	持株数 (b)	持株比率 (b)／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合 計					

発行済株式数 (a)	
------------	--

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入して下さい。

主な関連会社一覧表

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	役員数 (人)	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				()		
2				()		
3				()		
4				()		
5				()		
6				()		
7				()		
8				()		
9				()		
10				()		

(記載要領)

1. 原則として、出資比率25%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。
2. () は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

経営規模等総括表

商号又は名称								
本社所在地								
売上高	内 訳	直前第2年度分決算より 年 月から 年 月まで		直前第1年度分決算より 年 月より 年 月まで		年間平均売上高		
	合 計							
経営状況	自己資本額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計	
		払込資本金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		その他						
		合 計						
	常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員		役員数		総役員数	
		人	人		人		人	
	流動比率	$\frac{\text{流動資産()百万円}}{\text{流動負債()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	総資本経常利益率	$\frac{\text{経常利益()百万円}}{\text{総資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	固定比率	$\frac{\text{固定資産額()百万円}}{\text{自己資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間			現組織への変更	営業年数		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	年		
記事								

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

売 買 契 約 書 (案)

1. 契 約 件 名 2 0 1 1 年 度 備 蓄 食 糧 等 購 入
2. 納 入 場 所 関 西 国 際 空 港 島 内
3. 納 入 期 限 平 成 2 4 年 2 月 2 9 日
4. 契 約 金 額 金 円
- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記のうち

発注者A	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者B	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者C	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者D	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者E	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者F	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	
発注者G	契約金額	金	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金		円	

上記物品について、関西国際空港株式会社（以下「発注者A」という。）と関西国際空港熱供給株式会社（以下「発注者B」という。）関西国際空港給油株式会社（以下「発注者C」という。）と関西国際空港施設エンジニア株式会社（以下「発注者D」という。）と株式会社関西エアポートエージェンシー（以下「発注者E」という。）と関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社（以下「発注者F」という。）と関西国際空港セキュリティ株式会社（以下「発注者G」という。）とは、以下の条項により売買契約を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者A及び受注者が各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者A 関西国際空港株式会社
氏 名 代表取締役社長 福島 伸一 ㊟

住 所 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
発注者B 関西国際空港熱供給株式会社
氏 名 代表取締役社長 伊藤 誠 ㊟

住 所 大阪府泉南市泉州空港南1番地
発注者C 関西国際空港給油株式会社
氏 名 代表取締役社長 竹内 剛志 ㊟

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者D 関西国際空港施設エンジニア株式会社
氏 名 代表取締役社長 竹内 剛志 ㊟

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者E 株式会社関西エアポートエージェンシー
氏 名 代表取締役社長 竹内 剛志 ㊟

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者F 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
氏 名 代表取締役社長 竹内 剛志 ㊟

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者G 関西国際空港セキュリティ株式会社
氏 名 代表取締役社長 小暮 純也 ㊟

住 所
受注者
氏 名 ㊟

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面、明細書及び見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに発注者A、B、C、D、E、F及びG（以下「発注者」という。）に納入するものとし、発注者は、これに対し物品の引渡しを受けて頭書の契約代金を受注者に支払うものとする。

2 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等に符号しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示にしたがうものとする。

3 受注者は、この契約の履行にあたって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこのかぎりでない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、第三者の権利となっている特許権、実用新案権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(産業財産権)

第4条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。

3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(受注者からの納期延長)

第5条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由によりこの契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付し、納入期限の延長を求

めることができる。

ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の履行内容の変更、一時中止等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、この契約の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において受注者が増加費用を必要とし又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(一般的損害等)

第7条 物品の引渡し前に生じた一切の損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合はこの限りでない。

2 受注者は、債務の履行について、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(物品の納入検査)

第8条 受注者は、物品を頭書の納入場所に納入したときは、書面により発注者に通知し発注者の指定する者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 受注者が正当な理由なく検査に立会わないときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査における不合格)

第9条 受注者は、検査の結果不合格と判定されたときは、当該不良品について遅滞なく自己の費用をもってこれを補修し又は代品による補完を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用、検査のために通常生じる損失は受注者の負担とする。

3 受注者は、不合格となった物品を速やかに納入場所から引き取らなければならない。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者が不合格品を引き取らない場合にはその保管の責任を負わないものとする。

(減額引取)

第10条 発注者は、物品に多少の不備があっても、この契約の目的を達するうえで支障がないと

認めるときは、契約金額の相当額を減額して、当該物品の引渡しを受けることができる。この場合、減額する額は発注者が定める。

(所有権の移転)

第11条 第8条第2項の検査に合格したとき又は発注者が前条の規定により引渡しを受けることを認めたときは、発注者は、頭書の場所において物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項による引渡しを受けたとき物品の所有権は受注者から発注者に移転するものとする。

(契約代金の支払)

第12条 受注者は、前条第1項の規定による引渡し完了後、書面により契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その請求書の受理日の属する月の翌月の末日までに契約代金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 受注者の責めに帰する理由によりこの契約の履行を遅延したときは、受注者は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年18.25%の割合で計算した額を損害金として発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して未受領額につき遅延日数に応じ、年18.25%の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(瑕疵担保)

第14条 発注者は、引渡し日から1年以内に納入物品の隠れた瑕疵による毀損又は変質若しくは性能の低下その他の事故が生じたときは、その瑕疵を受注者の費用をもって補修させ若しくは代品と取り替えさせるとともに、その瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の納入期限内に明らかに完納できる見込みがないとき。
- 二 この契約の履行について不正な行為があったとき。
- 三 第8条第1項に規定する検査の結果不合格となったとき。
- 四 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しく

は破産の申し立てをしたとき。

五 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。

六 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。

七 解散したとき。

八 第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 前各号に掲げる場合の他契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者及び受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の

刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を契約金額の支払額から控除する措置をとることができる。
- 4 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第12条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、契約金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
 - 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
 - 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
 - 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
- 5 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
- 6 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（発注者の解除権2）

- 第15条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。
- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、

金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第一号から第五号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

一 第6条第1項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 発注者が、この契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において発注者が受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2011年度備蓄食糧等購入

仕 様 書

2011年10月

関西国際空港株式会社

1 総 則

本仕様書は、「2011年度備蓄食糧等購入」に適用する。

2 購入物品

① アルファー化米（1食用）	2,157 食
② アルファー化米（50食用）	63 箱
③ 缶詰パン	1,575 缶
④ ビスケット	10 缶
⑤ 保存水（20用）	2,877 本
⑥ 簡易トイレ	83 式

3 仕 様

品名	規格	数量	単位
アルファー化米 （1食用）	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期間：納入日の属する月から5年以上 種類：白飯 内容量：1食あたり100g以上とし、個食分包 出来上量：1食あたり250g以上 エネルギー：1食あたり350kcal以上 1食につき1本のスプーンを付属する 	648(KIAC2) 225(KHC) 180(KAFS) 360(KFE) 330(KAA) 126(KNET) 288(KIAS)	食
アルファー化米 （50食用）	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期間：納入日の属する月から5年以上 種類：白飯 内容量：1食あたり100g以上とし、50食分/包 出来上量：13kg以上 エネルギー：1食あたり350kcal以上 付属品：弁当容器50個、しゃもじ1本、輪ゴム50本 割り箸50膳、衛生手袋1組、炊飯用内袋1枚 針金入ビニール紐1本、取扱説明書1部 	63(KIAC1)	箱
缶詰パン	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期間：納入日の属する月から5年以上 内容量：100g以上/缶 種類：オレンジ エネルギー：350kcal以上/缶 ※エネルギー：556kcal/缶 種類③：黒豆 ※原材料名：黒豆、小麦粉、イースト、イーストフ ード、V.C、マーガリン、全粉乳、全卵 	1,575(KIAC1)	缶 缶

	※エネルギー：610kcal/缶		
ビスケット	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期間：納入日の属する月から5年以上 内容量：5枚（75g）/袋 荷姿：80袋×2缶 エネルギー：324kcal/袋 主要原料：小麦粉、砂糖、ショートニング、胡麻 缶サイズ：240×240×353mm程度 梱包サイズ：490×250×365mm程度 	10(KIAC1)	缶
保存水	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期間：納入日の属する月から5年以上 形状：ペットボトル入 内容量：2L/本 	2,100(KIAC1) 216(KIAC2) 75(KHC) 60(KAFS) 120(KFE) 168(KAA) 42(KNET) 96(KIAS)	本
簡易トイレ (排便処理セット)	<p>(1) 凝固剤（100個入り）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容量 9g 水溶性フィルム入り凝固剤であり、殺菌、消臭効果のあること。袋を開けることなく、そのままの状態では便器に入れることが可能なもの ※主成分：高分子樹脂（高速吸収剤） 糞尿に凝固剤を振り掛けた時、概ね3分以内に水分を吸収し、抗菌、殺菌、除菌のいずれかの効果及び消臭（脱臭）効果を発揮すること 凝固剤を50個ずつアルミの袋に入れ、長期保存可能な様に真空パック加工をすること。その際、アルミ袋には内容及び明細を表示すること。 <p>(2) 汚物処理袋（100枚入り）</p> <ul style="list-style-type: none"> サイズ：680×500×0.05m/m 巾着式の袋であること 中身が見えにくい色であること 使用後焼却処分可能であり、有害物質等を出さないものであること。 	63(KIAC1) 7(KIAC2) 3(KHC) 2(KAFS) 4(KFE) 3(KNET) 1(KIAS)	式

4. 納入期限

2012年2月29日

5. 納入場所

納入については以下に定めるとおりとし、納入に要する費用及び印紙税法により課せられる契約書作成に係る印紙税は納入者の負担とする。

会社名	納入方法	各社事務所所在地
関西国際空港（株）(KIAC)	納入者が各社と調整の上、各社指定場所に納入すること。	KIAC 棟1階
関西国際空港熱供給（株）(KHC)		関西国際空港熱供給（株）3階
関西国際空港給油（株）(KAFS)		給油センター管理棟2階
関西国際空港施設エンジニア（株）(KFE)		航空会社北ビル1階関西国際空港施設エンジニア(株)事務所
(株)関西エアポートエージェンシー(KAA)		航空会社北ビル4階 (株)関西エアポートエージェンシー事務所
関西国際空港情報通信ネットワーク（株）(KNET)		航空会社北ビル3階 関西国際空港情報通信ネットワーク（株）事務所
関西国際空港セキュリティ（株）(KIAS)		KIAC 棟1階関西国際空港セキュリティ（株）事務所

6. 契約について

契約については、関西国際空港グループ各社ごとに手続きを行うこととする。

7. 見積について

見積書は品名ごとに、単価、合計額、総合計を記入すること。また、関西国際空港グループ各社ごとの見積書も発行すること。

8. 請求について

請求については関西国際空港グループ各社へそれぞれ請求すること。

9. その他

仕様書に記載が無い事項については、係員と協議の上、定めるものとする。

以上